

札道自課第1017号

令和2年(2020年)11月2日

北海道行政書士会 様

北海道札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課長

自動車税申告書の提出について

日頃から、道税事務の運営につきましてご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新規登録のあった自動車については、地方税法の規定により自動車税申告書(以下「申告書」という。)に北海道収入証紙を貼付することによりその納税額を払い込ませることとなっています。

しかしながら、申告書の提出の際に、自動車税の納税義務が発生しているにもかかわらずその自動車税額の北海道収入証紙を貼付せずに提出されるケースが、行政書士より提出のあった申告書にも見受けられます。

つきましては、今後このような申告書の提出があった場合については、受領しないことを徹底することとしましたので、会員様あてに周知いただきますようお願いいたします。

自動車税課税課申告第二係

担当：中島

電話：011-746-1195